

平成二十三年政令第六十七号

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法施行令

内閣は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）第五
条第六項、第十七条第六項、第二十四条第二項及
び附則第五条第四項の規定に基づき、この政令を
制定する。

（評価委員の任命等）

第一条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支
援機構法（以下「法」という。）第五条第五項
の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につ
き厚生労働大臣が任命する。
一 財務省の職員、一人
二 厚生労働省の職員、一人
三 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援
機構（以下「機構」という。）の役員、一人
四 学識経験のある者、二人

2 法第五条第五項の規定による評価は、同項の
評価委員の過半数の一致によるものとする。
3 法第五条第五項の規定による評価に関する庶
務は、厚生労働省職業安定局雇用開発企画課に
おいて処理する。
（積立金の処分に係る承認の手続）

第二条 機構は、法第十七条第一項の承認を受け
ようとするときは、次に掲げる事項を記載した
承認申請書を厚生労働大臣に提出し、同項に規
定する次の中期目標の期間の最初の事業年度の
六月三十日までに、承認を受けなければならない。
一 法第十七条第一項の規定による承認を受け
ようとする金額
二 前号の金額を財源に充てようとする業務の
内容

2 前項の承認申請書には、法第十七条第一項に
規定する中期目標の期間の最後の事業年度（以
下この条から第四条までにおいて「期間最後の
事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照
表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その
他の厚生労働省令で定める書類を添付しなけれ
ばならない。
（国庫納付金の納付の手続）

第三条 機構は、法第十七条第二項に規定する残
余があるときは、同項の規定による納付金（以
下この条から第五条までにおいて「国庫納付
金」という。）の計算書に、当該期間最後の事
業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最

後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納
付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付し
て、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の
六月三十日までに、これを厚生労働大臣に提出
しなければならない。ただし、前条第一項の承
認申請書を提出したときは、これに添付した同
条第二項に規定する書類を重ねて提出すること
を要しない。
2 厚生労働大臣は、前項の国庫納付金の計算書
及び添付書類の提出があったときは、遅滞な
く、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写
しを財務大臣に送付するものとする。
（国庫納付金の納付期限）

第四条 国庫納付金は、当該期間最後の事業年度
の次の事業年度の七月十日までに納付しなけれ
ばならない。
（国庫納付金の帰属する会計）

第五条 国庫納付金は、厚生労働大臣が財務大臣
に協議して定めるところにより、一般会計又は
労働保険特別会計雇用勘定に帰属させるものと
する。
（他の法令の準用）

第六条 次に掲げる法令の規定については、機構
を国とみなして、これらの規定を準用する。
一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第
五十八条の二第一項第三号及び第五十八条の
七第一項
二 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和
五十五年法律第三十四号）第十条第一項第
三号
三 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十
三号）第六条第一項第三号
四 密集市街地における防災街区の整備の促進
に関する法律（平成九年法律第四十九号）第
三十三条第一項第三号

五 景観法（平成十六年法律第百十号）第十六
条第五項及び第六項、第二十二條第四項並び
に第六十六條第一項から第三項まで及び第
五項
六 地域における歴史的風致の維持及び向上に
関する法律（平成二十年法律第四十号）第十
五条第六項及び第七項並びに第三十三條第一
項第三号
七 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十
八号）第二十二條第二号（同令第二十四條に
おいて準用する場合を含む。）

附 則

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から
施行する。
（控除する額の算定方法）

第二条 法附則第五条第四項の規定により控除す
る額は、毎事業年度、同項に規定する対象資産
の処分に要する費用を勘案して定めるものとす
る。
（国庫納付金の納付の手続等）

第三条 機構は、法附則第五条第四項及び第七項
の規定による納付金（以下「宿舍等勘定に係る
国庫納付金」という。）を納付しようとするこ
ときは、あらかじめ、当該宿舍等勘定に係る国庫
納付金の計算書にこれらの規定による処分に係
る契約書の写しその他厚生労働省令で定める書
類を添付して、これを厚生労働大臣に提出しな
ければならない。
2 厚生労働大臣は、前項の宿舍等勘定に係る国
庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつた
ときは、遅滞なく、当該宿舍等勘定に係る国庫
納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣
に送付するものとする。
3 宿舍等勘定に係る国庫納付金は、労働保険特
別会計雇用勘定に帰属する。

附 則（平成二六年三月三一日政令第一
〇八号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成二六年四月一日から施行
する。
附 則（平成二七年三月一八日政令第七
四号）抄
この政令は、平成二七年四月一日から施行
する。

附 則（平成三一年三月二九日政令第八
三号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成三一年四月一日から
施行する。

附 則（令和二年九月四日政令第二六八
号）
この政令は、都市再生特別措置法等の一部を
改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）
から施行する。

附 則